

STUDIO TRIVE会員会則

第一章〔総則〕

第1条(名称と所在地)

本クラブはSTUDIO TRIVE(スタジオ トライブ)(以下、本クラブ)と称します。本部所在地を大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目4番23号林和ビルに置きます。

第2条(運営・管理)

本クラブの施設は株式会社HGプランニング(本店:大阪市中央区久太郎町3丁目4番23号)(以下、「会社」といいます)がその運営・管理にあたります。

第3条(理念)

本クラブは、LesMillsプログラム及び運動を通じ、会員の健康増進および会員相互の親睦ならびにフィットネスライフの進行を図ることを目的とします。

第4条(健康管理)

本クラブの会員及び本クラブを利用する会員以外の方は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第二章〔会員資格〕

第5条(会員制)

- ・本クラブは会員制とします。
- ・会員による本クラブの利用範囲、条件および特典については、別に定めます。
- ・会員が本クラブを利用するときは、クラブに会員証を提示いただきます。
- ・本クラブは、会員の種類を新設、変更または廃止することがあります。

第6条(会員資格条件)

1. 以下の条件をすべて満たす方がご入会いただけます。

- ・本会則及び諸規則を遵守する方。満18歳以上の方。
- ・なお、未成年の場合、入会についてその親権者の同意のある方。
- ・刺青(ファッションタトゥー含む)をされていない方。
- ・過去に除名等の通告を受けていない方。ただし、除名された原因が改善される等の場合で、会社が検討した結果、再入会を認めることがあります。
- ・現在妊娠されていない方・医師から運動を禁止されていない方で、本クラブ利用に支障がないと申告された方。
- ・暴力団、暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力およびその関係者(以下、「反社会的勢力等」といいます)でない方。反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供や裏取引を行わないこと、および今後も行う予定がないことを保証出来る方。反社会的勢力等との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証出来る方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。
- ・本クラブまたは会社が会員として適さないと判断した以外の方。

2. 会員は、会社に対し、自らまたは打算者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ・風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の義務を妨害する行為。
- ・その他前各号に準ずる行為。

第7条(入会手続き)

- ・本クラブに入会を希望するものは、本クラブが指定する入会申込等の各種申請書に正確な情報を記載し、所定の申込手続きを行い、本クラブの承認を得なければなりません。
- ・前項に定める入会申込手続きを行っていただいた場合であっても、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承知いただきます。
- ・未成年の方が入会を希望する場合は、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。
- ・入会手続きを行った後、会社が別途定める審査手続きが完了し、並び、会社が定める諸費用を払い込み完了後、入会手続き時に定めた利用開始日(以下、「利用開始日」といいます)が到来したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。
- ・本クラブの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。また、担保等に供することはできません。

第8条(利用の禁止)

以下の方のご利用を禁止します。

- ・本会則及び諸規則を遵守しない方。
- ・刺青(ファッションタトゥー含む)をされている方。反社会的勢力等の方。

- ・医師等により運動や入浴を禁じられている方。
- ・一時的な筋肉のけいれんや、意識の喪失などの症状を有する方。妊娠中の方。
- ・伝染病・その他、他人に伝染・感染する疾病を有する方。
- ・酒気を帯びている方。
- ・過去に除名等の通告を受けた方、本クラブを除名された方。
- ・本クラブの定める会費、諸費用を滞納されている方。
- ・本クラブまたは会社が不適当と認めた方。第10条に抵触される方。

第10条(禁止行為)

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて、自らまたは第三者を利用して次の行為をしてはいけません。

- ・他の会員を含む第三者(以下、「他の方」といいます)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。
- ・風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為。
- ・脅迫的な言動や暴力的な要求行為。他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為。
- ・法的な責任を越えた不当な要求行為。大声、奇声を発する行為、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- ・物を投げ、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- ・本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や落書きおよび造作、備え付け備品の持ち出し。
- ・他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等のストーカー行為。
- ・正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- ・痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- ・他の方の施設利用を妨げる行為。刃物など危険物の館内への持ち込み。
- ・施設内での喫煙(電子タバコ・無煙タバコ含む)。
- ・指定場所以外での写真・ビデオ撮影、録音等や指定場所以外での携帯電話の使用。所定場所以外での排泄行為。
- ・物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- ・高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み。本クラブ内の秩序を乱す行為。
- ・その他、会社が会員としてふさわしくないと認める行為。
- ・第6条に定める資格に反する行為。

第11条(会員資格の停止および除名)

本クラブは、会員が次の各項の一つに該当すると認めた場合は、会員たる資格の一時停止または除名することができます。

- ・本クラブの定める会費・諸費用を滞納し、本クラブが督促したにも関わらず、滞納から3ヶ月経過後も支払いがなされないとき(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます)。
- ・本クラブの施設を故意に毀損したとき。本会則、その他本クラブの定める規則に違反したとき。
- ・本クラブまたは会社の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。法令に違反する、または社会通念もしくはマナーに著しく欠ける行為があったとき。
- ・危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- ・その他会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。第6条に定める会員資格条件を喪失したとき。
- ・入会時の各種申請書に虚偽を記載したことが判明したとき。

第12条(退会手続き)

会員は、自己都合により退会するときは、本クラブが定めた所定の書面により、期日までに手続きを完了していただく必要があります。

第13条(各種届出)

- ・会員登録情報に変更が発生した際は本クラブが別途定める期限までに本クラブ所定の書面による手続きが必要になります。
- ・会社から会員への通知を発する場合、最新の届出の住所に送付させていただきます。
- ・第12条に定める各種届出、並び、前項に定める届出をおこなうとき、電話・ファックス・メール等・本クラブが規定する書式でない文書での申し出はこれを認められません。

第14条(会員資格の喪失)

会員は次の場合、その資格を失います。

- ・第12条により退会手続きが完了したとき。
- ・第11条により除名となったとき。
- ・会員本人が死亡したとき。
- ・店舗の閉鎖。
- ・最終ご利用日より、一年間利用が確認できないとき

第三章〔会員の権利・義務〕

第15条(会員証)

本クラブは会員に対し、会員証を交付します。

- ・会員は本クラブの利用に際し、会員証を提示しなければなりません。
- ・会員証は、本人のみが使用することができ、本人以外の者は使用できません。

第16条(諸費用)

- ・会員は別途定める月会費・諸費用を定められた期日までに本クラブに納入する義務があります。
- ・既納の会費・諸費用は、法令の定めまたは本クラブまたは会社が認める止むを得ない理由がある場合を除き、返還いたしません。

・退会月までの月会費・諸費用の会費は会員の本クラブ利用の有無に関係なく、支払わなければなりません。会費・諸費用を会員が支払う手数料は会員の負担とします。

第17条(施設利用)

・本クラブの利用については、クラス利用を基本とし、その前後ストレッチ、パーソナルトレーニング等を利用できるものとします。
・その他、別途施設の利用に関しては、会社が定めるものとします。

第18条(施設運営システムの変更)

・会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断した場合はこれらを変更することができます。
・前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、会社は事前に、館内の掲示・Web等により会員にこれを告知します。

第19条(会員以外の施設利用)

会社が必要と認めた場合は、会員以外の方による施設の利用を認めることができます。この場合、当該利用される方にも本会則を適用します。

第20条(損害賠償)

・本クラブ内および駐車場で発生した傷害・病気、その他事故については、原則会員各自の自己責任とし、会社は一切の責任を負いません。ただし、会社の責めに帰すべき事由があった場合はこの限りではありません。
・本クラブ内および駐車場で発生した盗難・紛失については、原則会員各自の自己責任とし、会社は一切の責任を負いません。ただし、会社の責めに帰すべき事由があった場合はこの限りではありません。
・会員が本クラブの諸施設を利用中、会員の責に帰すべき事由により、会員が受けた損害に対し、会社は一切の責任を負いません。
・会員が本クラブの諸施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により本クラブまたは会社または第三者に損害を与えた場合は、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。本条は、ビジターについても同様に適用されます。

第四章〔その他〕

第21条(ビジター制度の利用)

・会員以外の方(以下、「ビジター」といいます)に限り、ビジター制度を利用できます。
・なお、未成年の場合は親権者の同意のある方とします。
・ビジター制度は会社が別に定める施設利用料金を支払うものとします。
・ビジターの施設利用の範囲は、会員に準ずるものとします。ただし、会社が必要と認めた場合には、利用の制限をすることがあります。
・ビジターは、本クラブを利用するにあたり、会員と同様に本クラブが定める利用方法に準じることとします。
・ビジターが本クラブの諸施設の利用中、ビジターの責に帰すべき事由により本クラブまたは会社または第三者に損害を与えた場合は、そのビジターが当該損害に関する責を負うものとします。

第22条(施設の閉鎖・一時的閉鎖・一時的休業)

本クラブは、次の場合クラブ諸施設の全部または、一部を閉鎖することができます。この場合、会社および本クラブは会員に対し、特別の保証は行いません。
・気象・災害・その他により開場が不可能と認められたとき。
・施設の改造または補修のとき。
・法令の制定改廃などによるとき。
・行政指導等によるとき。経営上重大な理由のとき。
・店舗がある施設が閉鎖のとき。
・別途、本クラブが必要と判断した研修等により、一時的休業することがございます。

第23条(個人情報保護)

会社は、会社及び本クラブの保有する会員の個人情報を、会社が定める個人情報保護方針に従って管理します。

第24条(肖像権の使用)

・当社又は当社が指名する者が、レッスン・イベントを含む本クラブ内を画像及び動画にて撮影を行う場合があります。
・会員の肖像等が含まれる画像及び動画については、当社の広報活動、販売促進のために使用し、これ以外の目的には使用しません。
・プライバシー保護のため、前項の画像及び動画の使用媒体に、別途承諾がない限り、会員の氏名の掲載はしません。

第25条(その他)

本会則に定めない事項については本クラブがこれを定めるものとします。

第26条(改正)

・本会則・細則の改正・変更は、本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。
・会社は、本会則等の改定することができます。なお、改定を実施するときは、事前に館内の掲示・web等により会員に告知し、改定した会則等の効力は全会員に及ぶものとします。

第27条(附則)

本会則は2017年1月11日より施行いたします。